

～中国税務、こんな時どうする！？～

【本号の内容】

1. はじめに
2. 中国の税金体系
3. 中国人社員の税金
4. 子会社再編時の税金
5. 撤退時の税金
6. おわりに

株式会社DCoはGCAサヴィアングループの一員として、M&A・事業再生に関する高い専門的知識と豊富な経験を有しており、高品質かつ広範囲のデューデリジェンス・サービスを提供するとともに、企業価値評価、会計・税務に関するストラクチャリング・アドバイス、ポストディールサポートまで幅広いサービスを提供致します。

詳しくは、<http://www.dcock.com>にて紹介しています。

2011年5月にGCAサヴィアン中国を上海に設立し、中国の急速な経済成長を背景として増加の一途を続ける日中間のM&Aにおいて、現地スタッフ約20名を擁する望月諮詢(上海)有限公司との一体運営の下、機動的かつ包括的なM&Aサービスをご提供できる体制を確立致しました。

1. はじめに

A 社経営企画室長:W氏

「わが社もついに中国に進出だ！近々現地法人を設立するけど、中国の税金体系ってどうなっているのだろう・・・」

B 社人事部長:X氏

「税理士から、中国人を日本で雇っている場合、中国の個人所得税にも注意しろと言われた、わが社の中国人ホープ陳氏の中国での個人所得税はどう考えるのだろう・・・」

C 社財務部長:Y氏

「社長から、バラバラになっている中国子会社を効率的に統合しろ！」と言われた。そもそも中国で組織再編する場合の税金って・・・」

D 社国際部部长:Z氏

「わが社の中国展開も潮時かな、そろそろ撤退を考える時期かもしれない。でも中国から撤退する時って税金かかるのかな・・・」

ビジネスに携わっている方にとって、税金の問題は大きな悩みの一つです。それが海外の税金の話となると更に頭の痛い話だと思います。

こんな話もよく聞きます。

ある日、中国現地法人から連絡があり、

「中国税務局の調査で、税金の不納付が指摘されました！」

「なに！？中国にはそんな税金があるのか・・・」

複雑な税金の計算構成を理解するのは非常に時間がかかります。更に中国の税金と言葉の問題や日本との制度の違いから、会社の現場レベルで詳細に把握し適切に対応することは困難です。

しかし税金というのは、“専門家レベルに知っている”必要はなく、“多少知っている”ということが重要な場面が多くあります。逆に“全く知らなかったから失敗した”という事例も多くあります。

ということで、今回のDCoニュースは、中国に関連する部署で勤務する上記4名(W・X・Y・Z氏)の中国税金に関する素朴な疑問に答える形で、「多少知っておいて良かった！中国税務の基礎」をテーマに説明をしたいと思います。

中国の税金の種類を
まず抑えよう

2. W氏の疑問「中国の税金体系って…」

「わが社もついに中国に進出だ！近々現地法人を設立するけど…中国の税金体系ってどうなっているのだろう…」

中国には下記 18 種類の税金があります

【中国の税金体系】

	税目	概要
1	増値税	有形資産の販売行為及び加工役務の付加価値部分に課税する税金
2	営業税	無形資産の譲渡行為、不動産の販売行為、課税役務の提供行為の売上部分に課税する税金
3	消費税	特定の嗜好品(タバコ、酒類)や化粧品及びガソリンなどに課税する税金
4	企業所得税	企業の所得に課税する税金
5	個人所得税	個人の所得に課税する税金
6	関税	貨物の輸出入に課税する税金
7	資源税	原油、ガスなどの天然資源の採掘行為及び塩の生産行為に課税する税金
8	都市維持建設税	納税者が収めた増値税、営業税の金額に基づいて計算し課税する税金
9	不動産税	不動産の所有及び賃貸行為に課税する税金
10	印紙税	売買契約などの契約書締結、権利証明の受領、営業帳簿の設置行為などに課税する税金
11	都市土地使用税	都市部における土地使用行為に課税する税金
12	土地増値税	土地の使用権及び地上物を譲渡し取得した収益に課税する税金
13	車両船舶税	車両及び船舶の保有行為に課税する税金
14	船舶とん税	外国より中国に入港する船舶に課税する税金
15	車両購入税	車両の購入行為に課税する税金
16	耕地占用税	耕地を非農業目的として占有・使用する行為に課税する税金
17	契税	土地及び不動産の譲受行為に課税する税金
18	タバコ業税	タバコの葉を買い集める行為に課税する税金

■ 日本人にはあまりなじみがない、増値税と営業税の違いとは？

➤ 課税範囲の違い

- ◇ 増値税: 物品販売、加工役務提供、輸入貨物
- ◇ 営業税: 課税役務提供、無形資産譲渡、不動産販売

※中国子会社が日本の親会社に利息やマネジメントフィーを払う際には営業税が課される

➤ 計算方法の違い

- ◇ 増値税: 商品の付加価値部分に対して課税される
- ◇ 営業税: 売上部分に対して課税される

- 増値税の計算方法は日本の消費税に似て、仕入れに関する増値税を売上に関する増値税から控除できるが、営業税はトータルの売上に課税されるため、役務の提供のために支

払った仕入れに関する金額を計算に反映することができないという欠点を有する

- 上記欠点に対して、中国政府は「営業税を改め増値税へ」という政策のもと、一部産業（情報技術や研究開発等）の役務提供については営業税から増値税への変更を行った

W氏 「なるほど、日本で付加価値税と言えは消費税だけど、中国では業種や取引の種類によって増値税と営業税に分かれるのか。間違えて納税しないようにしっかり取引と体系を把握しないとだな・・・」

3. X氏の疑問「中国人社員の所得税って・・・」

日本で雇用した中国人の税金ってどうなる？

「わが社の中国人ホープ陳氏の中国での個人所得税はどう考えればいいのかのだろう・・・」

日本で中国人を雇用する場合に、中国で個人所得税の納税義務が発生する可能性があります

【中国における個人所得税の考え方】

- 原則的には中国税法上の居住者は全世界所得について中国で納税義務を有する
- この居住者の定義は中国の実務上広く捉えられており、中国税務当局の通達上、一定の理由により海外で居住している中国人でも、その理由が消滅した時に中国に戻らなければならない場合には、中国に居所を有する居住者と認定されると規定されている
- つまり、陳氏は現在は日本で働いているが、雇用契約が切れた場合に中国に戻らなければならないのであれば、中国の居住者と認定され、中国での納税義務が発生する
- 一方で、陳氏が日本税法上、日本の居住者として日本で納税している場合には二重課税が生じる。この場合には中国で納付した所得税を外国税額控除の規定によって日本の納税額から控除することとなる

X氏 「まさか、日本の居住者で日本で所得税を納税している陳氏が、中国でも納税義務が発生する可能性があるなんて、、これは思わぬ落としだ・・・」

《参考》 ～中国における PE 認定と個人所得税課税リスクについて～

- PE 認定課税とは外国企業の支店・事務所・一部駐在代表所等で、実質的な事業活動を行っているとは判定された場合に、中国で企業所得税の課税が行われるものです
- では PE 認定と個人所得税がどのように結びつくかというと、例えば上記陳氏が定期的に日中を行き来し仕事をしている場合、PE 認定がなければ、給与を日本本社が全額負担し、中国滞在日数が 183 日以内であれば、中国で個人所得税の納税は発生しない(上記、中国税務局通達上の居住者に該当しないケース)が、PE 認定された時点で、183 日ルールの対象外となり、中国滞在日数に応じた給与について中国で納税義務が生じます

中国子会社を再編する
ときの税金って？

4. Y 氏の疑問 「中国子会社再編時の税金って・・・」

「社長から、バラバラになっている中国の子会社を効率的に統合しろ！と言われた。そもそも中国で組織再編する場合の税金って・・・？」

例えば各地に点在する製造機能と販売機能を有する中国子会社を再編する手法としては、「資産買収(日本の事業譲渡)」と「合併」が考えられますが、中国では外資企業の合併は実務的にあまり行われず、資産買収(合併に類似した一括資産買収を含む)が行われることが多いです

- 資産買収と合併の税務上の相違点は？

【資産買収】

- 資産買収の場合、繰越欠損金の引き継ぎは不可
- 個別的な資産及び負債の譲渡であるため、増値税及び営業税が課せられる
- ただし事業再編目的で資産・負債のすべてを包括的に譲渡する場合(企業財産の一括譲渡方式)には、一定の制約はあるが増値税及び営業税は発生しない場合がある

《納税者の資産再編に関する増値税問題に関する国家税務総務局の公告》
(2011 年 2 月 18 日発布)等

【合併】

- 特殊性税務処理(日本の適格合併に該当)の場合、課税の繰延が可能となり、一定の制約はあるが制度上は消滅会社の繰越欠損金を引き継ぐことも可能

- しかし 100%子会社の吸収合併が特殊性税務処理に該当するかどうかについて異なる見解が存在する等の実務上の理由から、特に外資企業の場合合併はあまり行われたい
- 資産及び負債の譲渡ではないため、増値税及び営業税は発生しない

Y氏 「なるほど、日本でグループ再編というと合併とか分割が頭に浮かぶけど、中国では資産買収を使うということか。更に子会社の繰越欠損金をうまく活用できるようなスキームを考えるけど、中国の場合それは難しいということか・・・」

《参考》 ～資産買収と持分買収の留意点～

- 資産買収以外の再編手法として持分買収もあります。資産買収の場合、企業が保有するライセンスや資格等の継続はできませんが、持分買収の場合、ライセンス等の継続保有が可能です。ただし、持分買収は簿外債務リスクの遮断ができませんので、そこは注意が必要となります

中国から撤退するときの
税務留意点は？

5. Z氏の疑問 「中国撤退時の税金って・・・」

「わが社の中国展開も潮時かな、そろそろ撤退を考える時期かもしれない。でも中国から撤退する時って税金ってかかるのかな・・・」

中国から撤退する際に税務的には、“過去に受けた税務優遇措置”、“撤退手法による税金発生の有無”に注意する必要があります

《過去に受けた優遇税制》

- 清算が設立から 10 年未経過の場合で、過去に税務優遇措置を享受している場合には、税務登記抹消前に減免された企業所得税を納付することが義務付けられる
- 2008 年に企業所得税が改定され、旧外商投資企業および外国企業所得税法に規定されていた外資企業に対するタックスホリデーが廃止されたが、この規定は営業期間が 10 年以上の外資企業に限定されていたため、上記優遇税制の返納に注意する必要が生じる

《清算手法による税務留意点》

【清算の場合】

	注意点
債務免除益	税務上費用化されない資産処分損や繰越期間が経過した損失等に注意
DES	清算開始後のDESは認められない
最終税務調査	移転価格、増値税・営業税への厳格な調査が実施される
税関最終調査	取り漏れのないように厳格な調査が実施される

- 税務登記抹消最終税務調査においては、取り漏れのないように厳格な調査が行われるため期間が長期になることもある。また追加納税が発生した場合で納税余力がない場合には、税務登記抹消許可が下りず、清算自体ができなくなる事もある

【持分譲渡の場合】

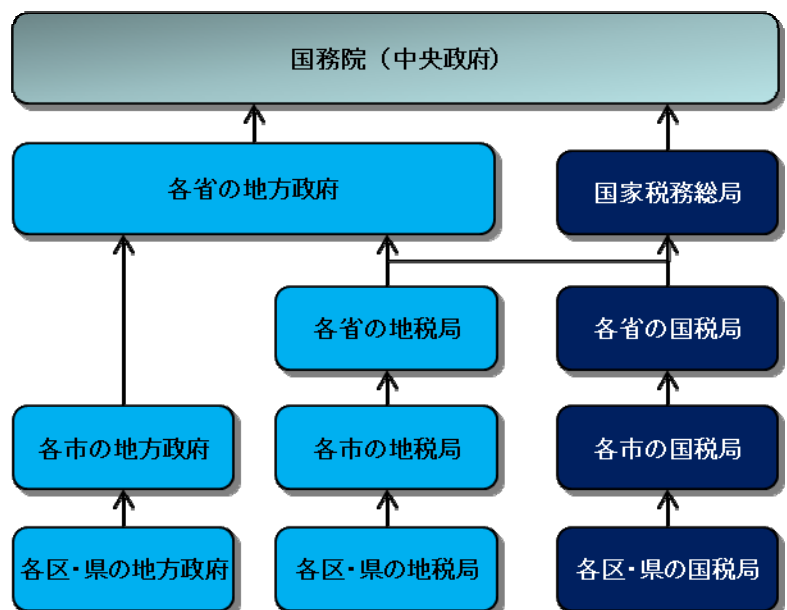
- 中国では通常の清算は手続きが非常に煩雑で時間がかかることから、持分譲渡による撤退も一般的に行われる
- 持分譲渡による撤退は手続きが簡便であるうえに「従業員解雇が不要」、「譲渡先が外国企業の場合、設立10年未満であっても優遇税制の返却が不要」等のメリットもある
- 中国税法における非居住者が中国企業持分を譲渡した場合には、中国国内で企業所得税が課せられる。譲渡先が日本企業である場合でも「持分譲渡益課税」が課せられる場合があるため注意が必要（詳細は「DCo News2012年7月号」をご覧ください）
- 中国企業との合併解消による撤退時に、中国パートナーが解散に同意してくれないケースでは、日本企業の出資持分を中国パートナーに買い取ってもらえないという事態が発生する。日本ではこういったケースでは会社が出資持分を買い取る（自己株式の取得）場合がありますが、中国の現行規定では自己株式の取得（減資）を明確に認めていない

Z氏 「税務登記抹消最終税務調査か、もしここで何か問題が発覚して多額の追加納税が発生したら清算自体できなくなるってことか。。中国では清算したくても出来ない可能性もあるってことを頭に入れておかないとだな・・・」

6. おわりに

- 中国の税務担当者には、“何かやる際にはまず当局に確認”というのが一般的な考え方として存在します
- しかし各地方政府と国家税務局の見解が全く異なる場合が多く発生するため、“どこに確認するか”が非常に重要となります
- なぜこのような当局同士での見解の相違が起こるかという、下記の図から分かるように、国家税務総務局に管理される国税局と各地方政府に管理される地税局の関係が非常に薄いことが原因とされています
- 中国の税務の体系・体制は非常に複雑です。しかし中国でビジネスを行う上で税務問題は避けられない要素の一つですので、まずは基本的な構造を理解した上で取り組んでいく必要があると考えられます

【中国税務機関の体系図】



お問い合わせ先:

株式会社 DCo

溝口 雅彦 アソシエイト mmizoguchi@dcokk.com

伊藤 晋 アソシエイト sito@dcokk.com

※ともに GCA サヴィアン中国へ出向中

GCA サヴィアン中国のご紹介:

中文社名: 基師亜(上海)投資諮詢有限公司

董事長: 田中 康之

董事: 望月 一央、加藤 裕康

所在地: 上海市紅寶石路 500 号東銀中心 A 棟 1703 室

業務内容: ファイナンシャルアドバイザー業務に加え、中国に関連する財務デューデリジェンス・ストラクチャリング
アドバイザー業務等 M&A サービスをトータルにご提供致します。

※ 望月一央は、上海において長年日本企業の財務・税務アドバイザー業務を提供している望月諮詢(上海)有限公司の代表を兼務致します。